

文 献 紹 介

福井県 編：

『福井県史 資料編下16・条里復原図』

福井県 1992年3月

図129葉・解説編120ページ 11,000円

条里復原図を手にした時、喜びを禁じ得なかった。机の上に復原図一枚一枚をひろげ、時の過ぎ行くのも忘れて、隅から隅まで拝見した次第であった。かつて『大和国条里復原図』が刊行されて後、このような県単位での詳細な条里復原図に再び巡り合えるとは、夢にも思わなかったというのが実感である。このような大部の、しかもすぐれた条里復原図の刊行を決断された福井県当局に、まずもってお礼申し上げたい。

条里復原図刊行の必要性および重要性を強く提言されたのは、『福井県史』編纂の原始・古代史部会の初代会長を努められた岸 俊男氏であり、県史編纂室の方々の10年余にわたるご努力によって、本復原図はようやく完成をみたものである。その完成を心待ちにしておられた岸氏は昭和62年に他界され、平成1年より後は金田章裕氏がその任にあられた。

本復原図は、福井県内にかつて遺存していた条里地割の全域をカバーする129葉の条里復原図と、120頁の詳細な解説編からなっている。昭和60年の第1回条里制研究会において、越前国の中心をなす坂井・足羽・丹生3郡の調査経過を踏まえた上で、すでに岸氏がその概要を報告されていたが、ここに待望の条里復原図が刊行されたものである。

まず、条里復原図に関しては、当初1万分の1の縮尺で計画されていたものを、金田氏の指導のもと、『大和国条里復原図』と同じ5,000分の1のスケールに変更されて発刊された。1万分の1の図と5,000分の1の図では、その中に書き込みうる(読み取りうる)情報および精度に格段の差が生じることはもとより、刊行にいたるその作業量ならびに諸費用が増加することもまた自明である。にもかかわらず、あえて5,000分の1に変更され、困難な作業を完成されたことに再度感謝申し上げたい。

条里復原図は、各市町村が発行した2,500分の1の地図をベースマップとして、その上に描かれた(示された)凡例は『大和国条里復原図』に準じている。すなわち、条里地割の坪界線を赤の細い破線、里界

線を赤の太い実線で示し、小字界は緑の破線で囲い、その中に同じく緑の細い文字で小字名を記している。『大和国条里復原図』を手本としつつも、緑の太い破線と緑の太い文字で大字界と大字名を記入するなど、なお一層の配慮がなされている。

図中に記載された小字名と小字界は、県下全域に保存されている明治9年の地租改正地引絵図を基本にしている。復原図作成のために調査された1475の大字のうち、7割以上の大字において明治前期の地籍図が残存しており、解説編の巻末には条里地割の復原に利用された地籍図(989の大字)の詳細な一覧表が付され、田中完一氏が福井県における明治前期に作成された各種地籍図の概要を述べている。

条里復原図の作製によって得られた成果のほどは、復原図のNo.1とNo.2の2枚をひろげ、田中正人・真柄甚松両氏によって執筆された解説編の坂井郡の頁を一読すれば明らかである。すなわち、旧坂井郡の地形や条里地割の分布の説明はもちろんのこと、四分法に基づく越前国独自の条里呼称法の復原とその妥当性の検討、さらには、今後に残された課題にいたるまで丁寧かつ的確に論じられている。坂井郡に関しては、すでに1984年に調査の中間報告(「越前の条里制」福井県史研究創刊号)がまとめられ、四分法に基づく条里の復原案も提示されていた。しかし、その後の詳細な再検討を経て、その復原案も修正されている。ようやくにして、坂井郡の条里地割および条里呼称法の正確な全貌が提示されたこととなる。

また、同じく坂井郡では、「細枳村」の条里の復原案が示された意義も大きい。これまでその存在を岸氏によって指摘されながらも、はじめて復原されたものである。現在の細呂木村に比定された「細枳村」の条里は、越前国の諸郡で一般的な四分法の条里呼称法をとらない。観音川に沿う南北に細長い地形に適應する形で、坂井郡の条里プランとは異なる「細枳村」独自の条里地割と条里呼称法が採用されていることが明らかにされた。これまで越前国の条里制研究においては、郡レベルでの四分法に基づく条里プランの復原を中心として進められてきたが、それに属さない小規模な条里区存在を確認したことは重要である。

解説編に関しては、金田氏が越前国と若狭国の条

里プランについての詳細な論考を寄せ、次いで長年にわたり調査を進められた田中正人・真柄甚松・田中完一・笠島清治・大森 宏の各氏がそれぞれ2名ずつ、各郡ごとの詳細な解説を載せ、上記の坂井郡と同じく多くの新たな知見と今後の課題を提示している。さらには、復原に使用された条里関連の史料も郡ごとに収録されて研究に便宜をはかっている。

金田氏の論考は詳細かつ多岐にわたっており、先年『香川県史』に執筆された氏の論考とともに、ひとつの地域(国)を事例とした条里制研究の手本となすべきものであると判断される。

全体を貫く金田氏の基本姿勢は、いわゆる「条里制」を構成する諸要素が同一時期(主に奈良時代)に出揃い、すでに完成をみていたとする見解に疑義を呈し、1町方格の条里地割、長地型・半折型の坪内地割、条里呼称法などの諸要素ごとに、その導入・整備、完成、再編成、そして変質・消滅にいたる過程およびその意味を逐一再検討する点にある。その大枠は、『条里と村落の歴史地理学研究』(1985)と「国図の条里プランと荘園の条里プラン」(日本史研究332号, 1990)において示されていたが、この度の復原図作製の検討結果を十二分に踏まえた上で、両国の条里プランの諸要素ごとの、導入・整備から変質までの過程を詳細に明らかにしている。

金田氏はまず、関連史料に恵まれた讃岐国を事例として、条里呼称法の整備と墾田の増大との関連、同じく条里呼称法の整備と校班田との関連を再確認している。すなわち、723年の三世一身法と743年の墾田永年私財法の施行による墾田の急増と、それともなう校班田の実務の激増に対応すべく導入されたのが条里呼称法であるとする。すでに通説の位置を占めつつあるこの金田説に基づいて、越前国では755(天平勝宝7)年の班年の前後に条里プランが完成した可能性が高いと明記されたことは特に重要である。

さらには、16頁の注6において、上記の讃岐国と越前国に準じて、条里関連史料の初見年を勘案しつつ、大和国の条里呼称法の整備は767(神護景雲1)年以前、伊賀国は742(天平14)年、阿波国は755(天平勝宝7)年、近江国は749(天平21)年以前、越中国は755(天平勝宝7)年、摂津国は761(天平宝字5)年である可能性が高いと記されたことも重要である。

この他にも、条里復原国の作製・検討に基づく最新の研究成果が随所に盛り込まれている。未解決の問題点も明記されており、味読するにたる論考となっている。

条里復原図と云う最良のテキストを得た現在、越前・若狭両国の条里制研究はもとより、東大寺領の北陸型初期庄園の研究においても、新たな研究成果が生み出されるものと期待される。

ただし、その使用に際しては、以下の点に留意が必要である。まず第1に、福井県においては、明治以後に平野部の一部において耕地整理などの土地の改良工事が進められ、そのために、現在の地表面に条里地割がすでに遺存していない地域も存在することである。その場合、復原国に赤の破線で示された坪界線は、明治前期の地籍図の上で認定された坪界線に基づいて、条里地割が現存しない(描かれていない)今日の地図の上に引かれたものである。手本とした『大和国条里復原図』においては、奈良盆地における条里地割の遺存状態が良好であるために、地表面の条里地割の状況と復原案の対比・検討が、図上において可能である。それでもなお、坪界線の認定において、図幅ごとに若干の精粗が存在することを指摘しておかねばならない。したがって、越前・若狭両国における研究に際しても、最終的には、各研究者が解説編の巻末に載せられた地籍図を閲覧・検討する必要性が残されている。

第2に、越前国の天領に関しては、1842(天保13)年に作製された164面の村絵図が残されており、それぞれに多くの小字名が記載されている。海道静香氏の検討(「村絵図と地籍図の小字名の検討概要」県史資料1, 1991)によれば、他の府県と同様に、福井県においても明治初期に小字名の整理・統合がおこなわれ、多くの条里関連の小字名が消されて今日に至っている。できうことならば、先の各地籍図の所蔵者名とともに、この天保期の小字名および小字名の範囲も、色を違えて示していただきたかった。

望外の喜びの余り、紹介者の興味・関心のおもむくままに文を綴り、最後にはご無理まで申したことを重ねてお詫びするとともに、このように充実した条里復原図を完成・刊行された関係各位に、改めて深くお礼申し上げます。

(伊藤 寿和)